

全建事発第 111 号  
令和 6 年 1 月 25 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 奥 村 太 加 典  
〔公 印 省 略〕

石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策  
の徹底について（周知依頼）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震により大きな被害が発生しており、今後、がれきの処理や建築物の解体・改修工事を実施する際に、石綿の飛散や吹き付けられた石綿等が露出する可能性があることから、労働者へのばく露及び大気への飛散への対策を徹底する必要があるところです。このたび、厚生労働省より別添のとおり、労働安全衛生法及び大気汚染防止法の遵守の徹底や留意事項について周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・厚生労働省：通知文（石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について）

以 上

【担当】 事業部 八重樫

TEL：03-3551-9396

FAX：03-3555-3218

E-mail：[jigyo@zenken-net.or.jp](mailto:jigyo@zenken-net.or.jp)